

平成20年度求人開拓事業 民間競争入札実施要項案に対する民間からの意見とその対応について
 (意見公募期間:平成19年11月1日～平成19年11月14日)

番号	意見対象箇所	意見の概要	考え方
1	1の(1)及び(4) 求人開拓事業の概要等及び 確保されるべき求人開拓事業 の質	本事業は、単に開拓求人数・充 足数といった総量確保を目指すよ りも、新たに掘り起こした開拓企 業数や求人数(ハローワークに求 人を出したことがない企業や最近 利用のない企業の数)に重きをおくべき。	本事業は、雇用失業情勢の厳しい 地域で求人を開拓する事業であり、新 たな開拓企業と、これまで既にハロー ワークを利用している企業の別に関 わらず、充足可能性が高い求人を広く 開拓する必要があることから、確保さ れるべき求人開拓の質は、各地域毎 に「開拓求人数」及び「開拓求人の充 足数」を設定しているものである。
2	1の(3)の④の口 その他の業務運営に当たつて の条件	下記データの開示を追加してほ しい。 ① 雇用保険適用事業所の最新 データ ② 過去の事業所接触履歴及び 受理求人票	①は、企業の同意を得ることが困難 な個人データが含まれる場合がある ため開示は困難である。 ②は、効率的な求人開拓の実施を 図るため、毎月第1営業日における有 効求人及び日々の新規受理求人の 事業所名称、住所の情報に加えて、 今般、各種業務統計等を情報提供す ることを実施要項上明記したところで あり、これらの情報を活用いただきたい。
3	2 実施期間	契約期間を最低3年位で設定す べき。	本事業は、雇用失業情勢の厳しい 地域に限定して行う事業であり、雇用 失業情勢が改善すれば終了すべき事 業であるため、予め一地域で長期間 実施することを予定できない性質を有 しているものである。